

令和6年8月20日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	妙法寺地区 (妙法寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地に該当するような谷間にある農地と、河川を隔ててほ場整備を受けた農地が存在する地区である。現状は2者の担い手と個人で営農している。

個人の農家については 7 0 歳以上であり、個人農家の将来的な離農に備え、担い手への集積を調整する必要がある。

また、 7 0 歳以上の高齢者が多いことから、ため池や水路の維持管理等に負担がかかっており、人手も減っていくことから将来の維持管理についても調整が必要。

谷間の農地については獣害が多く、耕作していくには獣害対策の強化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻が中心であるが、担い手が小麦、大豆の作付けも行っている。

また、一部の担い手がほ場整備を受けた農地でほうれん草の栽培を行っており今後もこれらの作付けを行っていく。

担い手が引き受けている谷間の農地については獣害対策の補助等の活用も検討しながら営農を続けていける環境を維持したい。

農地の集積・集約については個人農家の将来的な離農に備え、既存担い手への集積・集約を図るように調整していく。

ため池や水路の維持管理について、将来的な人手不足を解消するための取組を検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。現況で農業利用が見込まれない農地は含まない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
既存担い手への集約化を念頭に農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付を経て段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。今後の人手不足を考慮し、県、市やJAなど、既存制度の活用を視野に相談しながら取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
既存担い手への集約化を進めるが、リタイヤにより営農継続が不可能となった場合、新たに地区外の担い手確保等の検討を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上に貢献できるものは取入れを検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

① 老朽化した柵や未設置の箇所を中心に獣害対策の助成を活用しながら設置を検討していく

③ 作業効率化を図れる設備投資については、助成等の活用も視野に取り入れられるものを検討していく。

⑦ 多面的機能支払の活動組織による農道、水路等の保全管理活動を行っているが、将来的に高齢化による労力不足が見込まれるので、地区内の農業者と連携しながら取り組める仕組みを構築したい。